令和5年第3回北海道議会定例会 予算特別委員会(保健福祉部所管) 開 催 状 況

開催年月日 令和5年9月29日(金)

質 問 者答 弁 者

日本共産党 丸山 はるみ 保健福祉部長 道場 湍 地域医療推進局長 古川 秀明 障冰、者支援担当局長 石橋 隆 地域医療課長 竹内 正人 医師確保担当課長 孝夫 金須

議員

質 問 内 容

答 弁 内 容

二 北海道医療計画と地域医療構想等について

(一) コロナ禍を踏まえた地域医療の教訓について

国は第8次医療計画の策定に向けて基本方針及び 医療計画作成指針を各都道府県に示しています。厚 労省医政局長通知では「新型コロナウイルス感染症 拡大により、医療提供体制に多大な影響が生じ、医 療機能の分化・強化、連携等を行う重要性や適切な 役割分担の下で必要な医療提供を行う重要性などが 改めて認識された」とあります。

北海道は、コロナ禍を踏まえた地域医療の教訓に ついて、どのように認識していますか。

再一 (一)

今、次期医療計画に「新興感染症の発生・まん延時における医療」を追加したと答弁がありましたけれども、これは具体的にどのような内容なのか教えてください。加えて、コロナ前から医療機能の役割分担、連携強化路線を推進されてきましたけれども、コロナ禍において、医療機能の脆弱さと簡単に医療崩壊が起きた現実を私たちは目の当たりにしたわけです。コロナ禍における医療崩壊がなぜ起こったのか、どうすれば医療崩壊が起こらなかったのか、どうすれば医療崩壊が起こらなかったのかについて、どのように分析をしているのか教えてください。

再々一 (一)

先ほど、「新興感染症の発生・まん延時における 医療」を追加と、この中身について、具体的なとこ ろがあれば教えてくださいと聞いております。

【指摘等】

分析については、まだ、続いていると私は受け止めました。

(二) 公立公的病院の役割について

地域医療構想により病床機能の適正化と称した削減、医療機能の役割分担強化がコロナ前から行われてきたと思ってます。コロナ禍を踏まえて様々な課題が浮き彫りになりました。感染症病床を主に担った公立公的病院の再編統合の推進、感染症病床の削減、保健所の統廃合などが行われてきた結果、医療機能が脆弱となり、医療崩壊が起きやすくなったと考えています。

コロナ禍を懸命に支えた公立公的病院に対する意 義と重要性について、次期計画に明記し、本道の公

【地域医療課長】

コロナ禍を踏まえた医療の確保についてでございますが、今般の新型コロナウイルス感染症への対応におきましては、感染の急拡大時に、医療機関の負荷が高まるなどし、通常の医療提供体制にも影響が及んだものと考えております。

このため、国では、次の医療計画の事業に「新興感 染症の発生・まん延時における医療」を追加したとこ ろでございます。

【地域医療課長】

コロナ禍を踏まえた具体的な分析などについてでございますが、今般のコロナ禍を踏まえまして、国では、発生・拡大時に通常医療の確保を図りながら、機動的に対応できるよう次の医療計画の事業に「新興感染症の発生・まん延時における医療」を追加したところでございます。

道では、新興感染症対策につきまして、外部の有識者などによる新型コロナウイルス感染症への対応の検証も踏まえながら、総合保健医療協議会などにおいて検討を進めており、引き続き、関係者の皆様にご議論いただき、次の医療計画の策定に向けて取り組んでまいります。

【地域医療課長】

新たな医療計画に記載されます新興感染症の具体的な中身の部分でございますが、今般の新型コロナの対応におきましては、感染の急拡大時に救急医療の負荷が高まるなど、地域の医療提供体制に影響が及んだものと考えておりまして、国では、感染症の発生拡大時に通常の医療を図りながらも、機動的に対応できるよう平時からの取組ですとか、感染拡大時の取組などについて、次の医療計画の事業に記載することとし、新興感染症の発生・まん延時における医療を追加したところでございます。

【地域医療課長】

医療計画についてでございますが、医療計画は、がんや脳卒中などの5疾病と、救急医療や新興感染症対策などの6事業及び在宅医療等について、地域の実情に応じた医療提供体制を確保するために策定するものでございます。

公立・公的医療機関は、救急、小児、周産期などの 不採算医療を担いまして、地域において中核的な役割 を果たしており、重要と認識しておりますが、持続可 能な医療提供体制の構築のためには、民間医療機関も 含め、圏域全体で必要な医療を確保するという考えの 質 問 内 容

答 弁 内 容

立公的病院を守る役割を明確に打ち出すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【指摘】

北海道の広域分散型という特徴、それから冬期間の厳しい気候、それから進む高齢化のもとで不安を感じている道民が相当数いると思うのです。 その暮らしを支える医療体制を目指すことが必

その暑らしを文える医療体制を目指すことが必要だと、このことを指摘しておきたいと思います。

(三) 医師の時間外労働上限の実態について

次の質問ですが、様々な医療機能を維持させていくうえで共通の課題は、医師の確保だと思います。課題の一つですね。

2024年度からの医師の時間外労働の上限規制を実施すれば、医療提供体制への影響は回避できないと思います。

医師の時間外労働時間が上限規制を現時点で超 えている二次医療圏毎の医療機関数を教えてくだ さい。

(四) 医師不足の更なる深刻化について

今、医療現場の過酷な状況の一部が明かされたと思うのですけれども、一般病院の時間外上限は年960時間。しかし、「救急医療等の地域医療提供体制の確保の観点から必須とされる機能を果たす上で、やむを得ず長時間労働が必要となる医療機関」では上限を1860時間とされます。

都市部の医療機関では年960時間であるのに対し、地域医療体制の確保が必要な病院は上限時間が倍の1860時間となると考えますが、都市部と地域の医療機関で労働時間の格差が生じます。長時間労働を嫌ってますます地域に医師が集まらなくなるのではないか。そういった心配はないでしょうか。お答えください。

再一(四)

医師の労働時間軽減対策というのは、これまで にも実施されてきたと思います。けれども、なか なか結果が出ていないと。

時間外算定には管理職等が含まれないなかで、 地域医療を担う医師は管理職であっても、ほかの 医師と同様に長時間労働を行っているという実態 です。医師の労働実態が正しく把握されていない と私は思うのですが、地域医療を担う医師は通常 の倍となる時間外労働を上限とするのでは、地域 医療を志す医師の減少に拍車がかかる。ますます 医師不足が深刻になるのではないかと思うわけで す。

す。 このことにどう対策を講じるのか、お考えを教 えてください。

【指摘】

医師の働き方改革は大事だと思います。でもそ

もと、次の医療計画策定に向けた検討を進めているところでございます。

【医師確保担当課長】

医師の時間外・休日労働の状況についてでございますが、道が設置しております医療勤務環境改善支援センターが実施をいたしました調査では、令和4年度におきまして、時間外・休日労働時間が年間1,860時間を超える医師が1人でもいる病院の数は、札幌圏で4病院、日高圏で2病院、中空知圏、東胆振圏、北網圏、十勝圏、根室圏で各1病院の合計11病院となっているところでございます。

【地域医療推進局長】

医師の働き方改革についてでございますが、令和6年4月から、医療機関で勤務する医師の時間外・休日労働の上限は、原則として年間960時間となりますが、救急医療など地域に必要な医療を提供する場合や、医師が高度で専門的な技能を修得する場合など、やむを得ず長時間労働となる医師につきましては、都道府県の指定を受けることにより、特例で年間1,860時間を上限とすることができることとなってございます。

道といたしましては、医療の質や安全を確保し、持続可能な医療提供体制を構築していく上で、医師の働き方改革は大変重要な取組であると認識しておりまして、多くの医療機関において、医師の時間外・休日労働が年間960時間以内となるよう、医師業務の効率化や他の職種へのタスクシスト・タスクシェアなど、医師の労働時間短縮のための取組に支援いたしますほか、個別の医療機関への働きかけや関係者間の調整なども行いない。医師の働き方改革と地域医療の確保の両立に向けて、取り組んでまいります。

【地域医療推進局長】

医師の働き方改革についてでございますけれど も、医師の健康とともに、医療の質や安全を確保 し、持続可能な医療提供体制を構築していく上 で、医師の働き方改革は重要な取組であると認識 してございます。

このため、道といたしましては、地域にかかわらず、多くの医療機関において、医師の時間外・休日労働が年間960時間以内となるよう、各医療機関における医師の労働時間短縮に向け、個別の医療機関への働きかけ、また関係者間の調整なども行いながら、医師の働き方改革と地域医療の確保の両立に向け、取り組んでまいりたいと考えてございます。

質 問 内 容

こにとどまっていては、人材不足、医師の人材不 足は解消できないということを指摘しておきたい と思います。

(五) 2次医療圏設定の考え方について

全国的には、これまで医療計画・地域医療構想においては、医療機関の再編統合のみならず、二次医療圏の再編統合が図られてきました。

今年度までの「第7次医療計画」を検討する際には「人口規模20万人未満」等の要件が定められていますけれども、人口減少が続いております本道でも、人口減少が進むほど現行の二次医療圏を維持できなくなることが懸念される。

広域面積の本道は、現在でさえ医療機関へのアクセスが長距離に及んでいます。再編によりこれ以上広域化してしまえば、本道の地域医療は成り立たなくなるんじゃないでしょうか。中長期にわたり、どう対応していくのか。

少なくとも、これ以上の二次医療圏の広域化は 道として行わないというその姿勢を明らかにして いただきたいと思いますけれどもいかがでしょう か。

(六) 医療機能の維持について

1 精神科医療について

釧路市内の精神科外来を担う医療機関で医師の 退職等により、診療停止、縮小が相次ぎ、通院先 の変更を余儀なくされています。道としてどのよ うに対応するのか。

また、道内の精神科医療体制を維持させるという方向性は、次期医療計画に反映されるのでしょうか、お答えください。

2 周産期医療について

道内二次医療圏では、分娩可能な医療機関がゼロの圏域が2つあります。事態は未だ解決されておりません。北海道としてどのように対応するのでしょうか。

また、道内の周産期医療体制を維持させるというその方向性は、次期医療計画に反映されるのでしょうか。お答えください。

【地域医療課長】

二次医療圏の設定についてございますが、道では、次の医療計画の策定に当たりまして、国の通知に基づく、二次医療圏設定に関する検討の考え方を踏まえますとともに、本道の広域分散型の地域特性等や医療へのアクセスといった考慮が必要と考えております。

内

容

弁

こうした考えのもと、現在、北海道医師会や医育大学などで構成いたします総合保健医療協議会において、ご議論をいただきながら、検討を進めているところでございます。

【障がい者支援担当局長】

地域における精神科医療体制についてでございますが、釧路管内におきましては、昨年以降、精神科医療機関の診療休止や縮小等が続いたことから、患者や医師の負担が増加している状況にあると認識してございます。

このため、道では、保健所を中心にいたしまして、地元医療機関、自治体、医師会などが参加と会議を複数回にわたり開催いたととして、内内といて協議をもり開催いますとともに、内内において診療可能な思るの方々にはいては、大力をできるが、大力をできるが、大力をできるが、大力をできるが、大力をできるが、大力をできるが、大力をできるが、大力をできるが、大力をできるが、大力をできるが、大力をできるが、大力をできるが、大力をできるが、大力をできるが、大力をできるが、大力をできるが、大力をできるが、大力を使用をできるが、大力を表しまする。

また、次期医療計画の策定に向けましては、こうした地域の状況を詳細に把握し、北海道精神保健福祉審議会において専門的知見を有する有識者の皆様のご意見を伺いながら、本道の精神科医療体制の確保が図られるよう進めてまいります。

【地域医療推進局長】

周産期医療体制の確保についてでございます子医療体制の確保についてでございます子医療圏ごとに地域周産期母母を、一定医療を選びといるものの、産者でして、一般の構築を進めているものの、産科では分娩のの構築を進めてもいる。では、一般ので

質	問	内	容	答	弁	内	容
				たりまして ながも、妊 今後も、妊 域に住んで	しましては、 、総選のは 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	療協議会のこれを るところである な方々が、道 て出産できる	ご意見を伺い りまして、 [内どこの地 よう、周産

状況は大変だということは理解しています。 しかし、周産期医療にしても、精神科のお医者 さんの確保にしても、やはり道民の生活、そして 健康を守るためには、これは必要不可欠だと思い ます。次期の計画に明記していただきたいという こと、この要望をお伝えしておきたいと思いま す。

(七) 次期医療計画と地域医療構想への地域ニ ーズの反映について

地域のことは地域が決めるというのが原則です。厚労省の通知でも「地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものである」と書いてあります。

しかし、地域住民一体となった地域医療のあり方の議論、これが行われていないというのが現状ではないでしょうか。地域住民のニーズをどう把握し、次期医療計画及び地域医療構想に反映させるのか。地域医療における住民との直接対話も重要と考えますけれども、北海道として、この点どのように取り組むのでしょうか。

パブリックコメントの募集とそれから、地域説明会を行うとのこと。ただですね。道内6圏ということでしたから、第三次医療圏毎になるかなと思うのですけれど、そうなりますと、私が住む小樽市は道央圏ということで、札幌から後志、もと広くなりますが、一緒にされてしまうのですね。せめて、第二次医療圏毎に地域説明会を行ってほしいなという要望をお伝えして次の質問に移ります。

【保健福祉部長】

次の医療計画の策定についてでございますが、 本道においては、少子高齢化による人口構造や医療ニーズの変化を見据えつつ、それぞれの地域の 医療課題に的確に対応し、将来にわたって持続可能な医療提供体制を構築していくことが重要と考えております。

このため、道では、現行計画の進捗状況等の検証を行いますとともに、医師確保や新興感染症対策など、今後の地域に必要な施策について検討しているところでございます。

今後は、パブリックコメントの募集に加えまして、道内6圏域において地域説明会を行うなど、地域の方々のご意見を幅広く伺い、引き続き、総合保健医療協議会において検討を進め、道民の皆様が、道内のどこに住んでいても必要な医療が受けられるよう地域医療の確保に向けて取り組んでまいります。